

鳥取市建設工事執行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月29日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第22号

鳥取市建設工事執行規則の一部を改正する規則

鳥取市建設工事執行規則（昭和61年鳥取市規則第11号）の一部を次のように改正する。

第31条第1項を次のように改める。

受注者は、請負契約の履行に関し、自ら工事現場に常駐してその運営及び取締りを行い、又は現場代理人を選任しなければならない。

第31条中第3項を第4項とし、第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 受注者は、前項の規定により現場代理人を定めたときは、あらかじめその旨を現場代理人選任（変更）通知書（様式第5号）により市長に通知しなければならない。これを変更するときも、同様とする。

第61条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 受注者は、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法（以下「電磁的方法」という。）を用いて市長が認めた措置を講ずることにより、前項の規定による保証契約の証書の提出に代えることができる。

第64条に次の1項を加える。

- 2 受注者は、電磁的方法を用いて市長が認めた措置を講ずることにより、前項の規定による保証契約の証書の提出に代えることができる。

第68条第1項中「第61条第2項」を「第61条第3項」に改める。

様式第1号中「請書」を「注文書」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。